

佐久市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成27年 3月

佐久市通学路安全推進会議

1 目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、国から「通学路の交通安全の確保の徹底について」通知があり、その方針に基づき、佐久市では、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

佐久市では、第一次佐久市総合計画後期基本計画において『安心で安全なまちづくり』を施策として掲げ、交通安全対策の充実を進めており、佐久市交通安全計画に基づき、交通安全施設の整備を推進するとともに、意識の高揚を図り、安全で快適な交通社会の実現を目指しています。

そのために、これまで実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を継続的に取り組むため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「佐久市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に登下校できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

緊急合同点検での経過を踏まえ、より効果的かつ継続的な対策を進めるにあたり、関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

(1) 学校関係者

- ・佐久市教育委員会
- ・市内各小中学校（自校にかかわる推進会議等に参加します。）

(2) 道路管理者

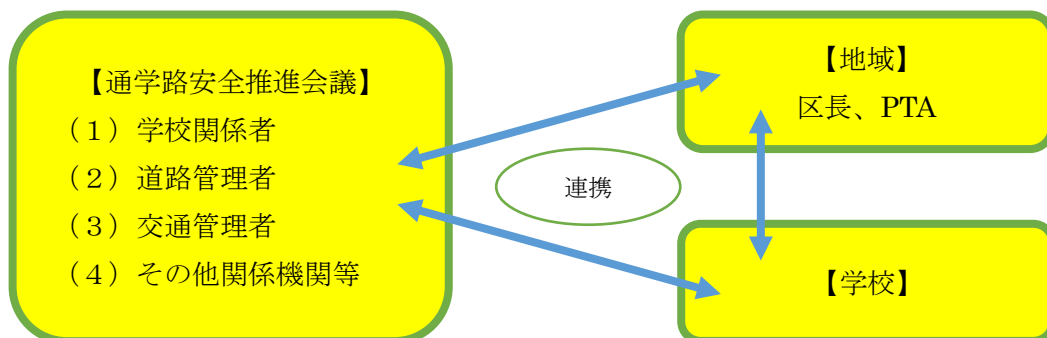
- ・佐久建設事務所
- ・建設部土木課

(3) 交通管理者

- ・佐久警察署

(4) その他関係機関等（必要に応じ、推進会議等に参加します。）

- ・生活環境課、耕地林務課 など

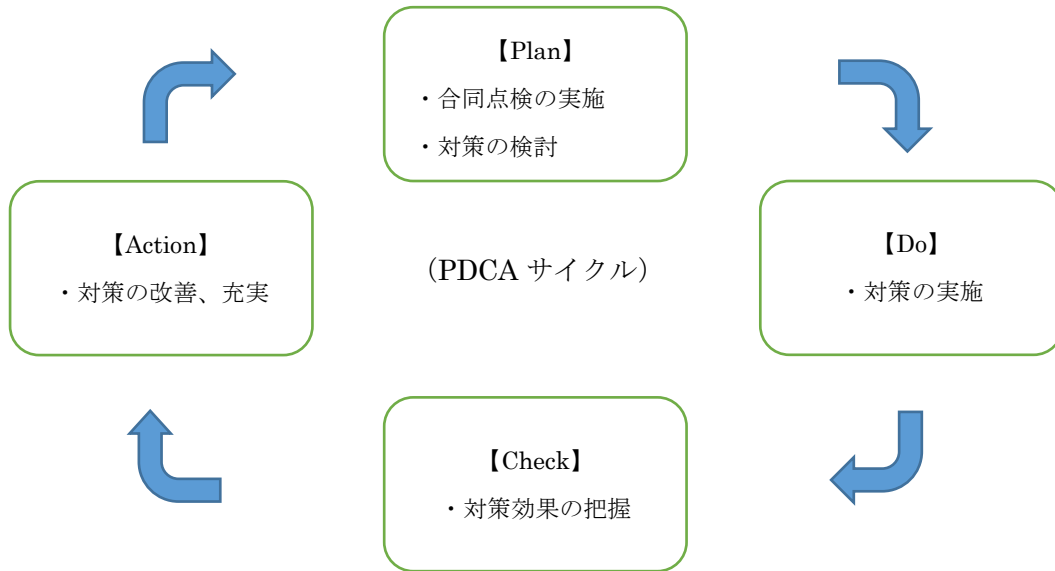


3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を毎年継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の確保を図っていきます。



※年間スケジュール (めやす)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規通学路の設定	推進会議・区要望受付 (危険箇所認識の共有)			推進会議 (合同点検の計画) 佐久市交通安全対策協議会 (事業の計画・報告)		推進会議 (対策案の調整・予算編成)			推進会議 (まとめ・対策の改善・充実)		学校へ報告
				対策案作成							
				合同点検実施					効果の把握		
				対策案実施							

(2) 合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・年に1回、区要望等により危険箇所を把握し、合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察、地元区長等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策の必要な箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育等のソフト対策など、対策の必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

※対策事例

ハード対策事例	ソフト対策事例
道路、歩道の整備・改良	通学路の見直し
路面標示等の設置 (外側線、グリーンベルト等)	児童生徒への交通安全指導
防護柵の設置 (ガードレール、縁石、ポール等)	通学路安全マップの作成
標識、看板の設置	交通安全啓発
カーブミラーの設置	交通取り締まり
横断歩道の設置	一方通行などの交通規制
信号機の設置	保護者、地域、学校職員等による街頭指導
水路、側溝の有蓋化・改良	下草刈り、樹木の剪定
街灯の設置	所有者、管理者への改善依頼

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校・地域への調査など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

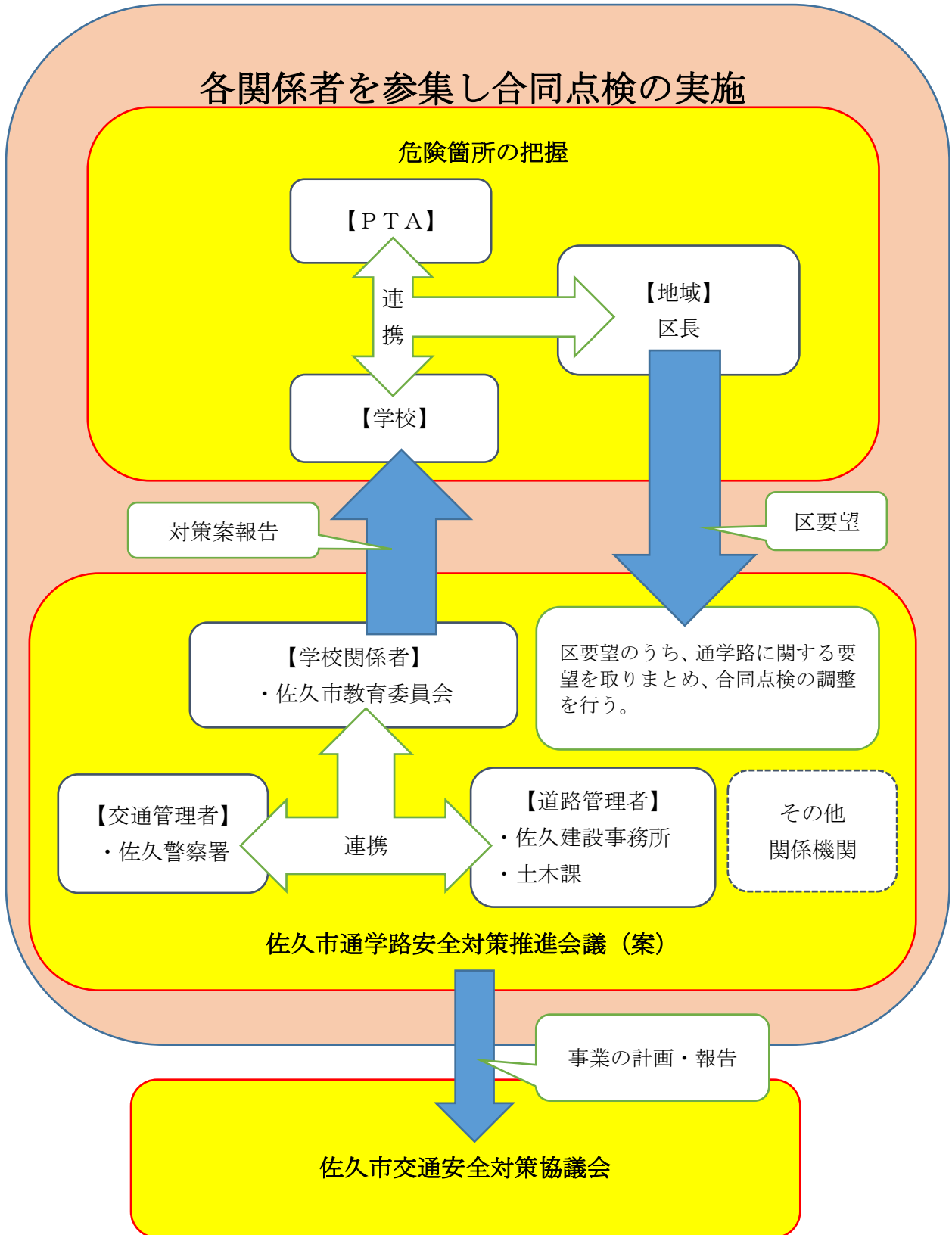
・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

(プログラム全体イメージ図)



通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）

○【交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令】

（昭和 41 年 4 月 1 日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

○学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

（文部科学省著作権所有，平成 13 年発行，平成 22 年改訂）の別表 3 通学の安全管理

（1）通学路の設定と安全確保

（通学路の設定）一通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い など

（通学路の安全確保）一交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策

- ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する
- ・場所や状況により交通規制を要請する
- ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する
- ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する
- ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する など

防犯にかかわる安全確保のための方策

- ・通学路を通過の登下校の指導
- ・通学路の要注意箇所や危険箇所の把握
- ・通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知
- 「子ども 110 番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の児童生徒等への周知
- ・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）

の指導

- ・登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練の実施 など

○平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

第 3 主要対策

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学通園路における交通安全の促進

ア 通学通園路の設定と安全点検

(ア) 社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づく社会資本整備事業の実施に際しては、交通安全対策基本法に基づいて設けられている都道府県、市町村の交通安全対策会議又は市町村学童園児交通事故防止対策協議会を活用して、教育委員会等の意見が反映されるよう努める。

(イ) 市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。

また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

イ 集団登下校の実施

集団登下校については、各学校において通学路の道路事情、交通事情、防犯環境等を具体的に検討した上で個々の通学路ごとに実施するかどうかを決定する。

集団登下校を実施する場合には、道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり、通学の安全が図られるようにするとともに、幼児児童生徒が安全な行動の仕方を身に付けることができるようにする。

なお、集団登下校を実施しない場合でも、幼児児童生徒を極力一人だけにしないような対策を講じる必要がある。

また、学校は、学校の設置者、警察署、PTA、その他の関係機関・団体等と密接に連携し、適切な計画を立て、登下校時における交通規制、保護、誘導等の確保及び防犯対策に万全を期する。

ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会、幼稚園及び小学校においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園及び小学校を中心に周囲 500 メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。

○【学校保健安全法】（昭和 33 年 4 月 10 日法律第五十六号）

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

○【交通安全対策基本法】(昭和45年6月1日法律第百十号)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。